

# 奈良県における大阪・関西万博に伴う経済波及効果の試算業務 委託仕様書

## 1 業務名称

奈良県における大阪・関西万博に伴う経済波及効果の試算業務委託（以下「本業務」という。）

## 2 業務目的

2025年4月13日から10月13日にかけて開催される「大阪・関西万博」は、国内外から約2,800万人もの入場者が見込まれる一大イベントであり、万博をきっかけにして奈良県内を訪れる観光客が増加することも期待される。また、奈良県内では、万博を契機とした複数のイベントの開催も予定されており、これらのイベントへの来訪者による県内での消費も見込まれる。

本業務は、このような大阪・関西万博に伴う奈良県への来訪者の増加とその消費活動等に伴って、奈良県内で発生する経済波及効果を試算することを目的とする。

## 3 契約期間

契約締結の日から令和8年1月30日（金）まで

## 4 委託上限額

10,888,900円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

## 5 委託業務内容

以下の(1)を前提として、(2)～(4)の業務を実施する。

なお、本業務の実施に当たっては、大阪・関西万博奈良県実行委員会（以下「実行委員会」という。）に加え関連各業務受託者を含む関係者と十分に協議及び調整すること。

### (1) 経済波及効果の試算の対象等

本業務では、大阪・関西万博開催期間中の奈良県内への来訪者による消費活動等に着目し、以下の2つを対象として経済波及効果を試算する。

なお、経済波及効果の試算に当たっては、平成27（2015）年奈良県産業連関表を用いるものとする。

①大阪・関西万博を契機とした奈良県内での観光等に伴う経済波及効果

②大阪・関西万博を契機として奈良県内で開催されるクラフトフェア（実行委員会が主

催すものに限る。以下同じ。)に伴う経済波及効果

【クラフトフェアの概要】(予定)

〈第1回目〉

時期：令和7年6月6日(金)～8日(金)

場所：KITO FOREST MARKET SHIMOICHI(吉野郡下市町)

〈第2回目〉

時期：令和7年8月22日(金)～24日(日)

場所：奈良県コンベンションセンター(奈良市)

〈第3回目〉

時期：令和7年10月10日(金)～12日(日)

場所：新沢千塚古墳群公園(橿原市)

(2)大阪・関西万博を契機とした奈良県内での観光等に伴う経済波及効果の試算

万博開催期間中に奈良県内の主要観光地を訪れた観光客のうち、万博を主目的に関西を訪れた県外客(外国人を含む)の消費額等を対象とした経済波及効果を算出する。

(3)大阪・関西万博を契機として奈良県内で開催されるイベントに伴う経済波及効果

万博開催期間中に奈良県内で開催されるクラフトフェアについて、来場者を対象とするアンケート調査(それぞれのイベントで少なくとも500程度の回答を得るものとする)を実施した上で、来場者の消費額等を対象とした経済波及効果を算出する。

なお、イベント来場者の中には、外国人が含まれることも想定されるため、イベント来場者へのアンケート調査は日本語、英語の2カ国語で対応するものとする。

(4)公表用報告書の作成

上記業務の結果を踏まえ、経済波及効果の試算の前提条件と試算結果等を取りまとめた公表用報告書を作成する。

6 運営体制の整備及び責任者の配置

- (1) 本業務を円滑に実施できる人員体制を整備すること。
- (2) 本業務に係る責任者及び実行委員会との連絡・調整のための担当者を配置すること。
- (3) 責任者及び担当者について、本業務に係る委託契約の締結の際、書面にて実行委員会に提出すること。

## 7 再委託の可否

- (1) 受託事業者は、受託業務の全部又は主要部分を第三者に再委託することはできない。
- (2) 受託事業者は、本事業の一部を委託することができるが、その場合は、事前に再委託先ごとの業務の内容、実施の体系図及び工程表、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記したものを事前に書面で報告し、実行委員会の了解を得なければならない。
- (3) 再委託先において、本業務仕様書に定める事項に関する業務違反、義務を怠った場合には、受託事業者が一切の責任を負うとともに、実行委員会は当該再委託先への再委託の中止を請求することができる。
- (4) 再委託先における情報セキュリティ要件は以下のとおりとする。
  - ア) 実行委員会から提供する情報の目的外利用を禁止すること。
  - イ) 受託事業者は再委託先における情報セキュリティ対策の実施内容を管理し、実行委員会に報告すること。
  - ウ) 受託事業者は、再委託先の資本会計・役員等の情報、委託事業の実施場所、委託事業従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績に関して、実行委員会から求めがあった場合には、情報提供を行うこと。
  - エ) 受託事業者は、委託した業務の終了時に、再委託先において取り扱われた情報が確実に返却、又は抹消されたことを確認すること。
  - オ) 上記ア～エについて再委託先が、さらに再委託を行う場合も同様とする。
- (5) 本業務を複数業者が連携（再委託を含む）して実施する場合には、参画する各業者の役割分担等を明示すること。

## 8 成果品

- (1) 成果品は次のとおりとし、成果品の著作権は実行委員会に帰属する。
  - ① 経済波及効果の試算の前提条件と試算結果等を取りまとめた公表用報告書（電子データ）
  - ② 経済波及効果に関する補足説明資料（非公表の事務局内資料）（電子データ）
- (2) 提出期限  
提出期限は、実行委員会と協議の上決定すること。
- (3) 納入先  
大阪・関西万博奈良県実行委員会事務局（奈良県総務部知事公室万博推進室内）

## 9 業務完了報告書等の提出

- (1) 委託業務完了後、「業務完了報告書」を作成し、実行委員会の検査を受けること。

- (2) 実行委員会は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し又は報告を求めることができる。

## 10 その他

### (1) 個人情報の取り扱い

受託事業者は、本業務の運営上取り扱う個人情報を、契約書に定める事項及び関係法令その他の社会的規範に基づき適切に処理しなければならない。また、本業務の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

### (2) 仕様変更について

実行委員会は、本業務実施過程で本業務仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託事業者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託事業者は委託費の範囲内において本業務仕様書の変更に応じること。

### (3) 知的財産権の取扱い

- ア) 実行委員会は、本業務により得られた知的財産権（8 成果品の著作権を除く）を受託者から譲り受けないものとする。
- イ) 実行委員会及び実行委員会が指定する第三者は、上記アにかかわらず、本業務の目的を達成するため必要がある場合又は公共の利益のために必要がある場合において、無償で上記アの知的財産権を実施することができる。

### (4) 損害賠償

本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、実行委員会の責に帰すべきものをのぞき、全て受託事業者の責任において処理すること。

### (5) 協議事項

この仕様書に定めのない事項又は業務の遂行にあたり疑義が生じた場合には、実行委員会と受託事業者が協議して定めるものとし、この協議が調わないときは、実行委員会の決定するところによるものとする。

以上